

# 知事指定薬物等の取扱場所等に対する立入調査要綱の 制定について

(平成 27 年 2 月 20 日例規第 2 号)

この度、別添のとおり「知事指定薬物等の取扱場所等に対する立入調査要綱」を定め、平成 27 年 3 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

## 知事指定薬物等の取扱場所等に対する立入調査要綱

### 第 1 趣旨

この要綱は、静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年県条例第 90 号。以下「条例」という。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、知事監視店、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他条例第 16 条各号の行為に関係ある場所（以下「知事指定薬物等の取扱場所等」という。）に対して職員（静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則（平成 27 年県公委規則第 1 号。以下、「規則」という。）第 2 条に規定する職員をいう。第 3 において同じ。）が行う立入調査に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 立入調査の実施

- 1 県本部薬物銃器国際捜査課長及び知事監視店の所在地を管轄する署長（以下「関係所属長」という。）は、条例第 1 条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、刑事部長に報告（署長にあつては県本部薬物銃器国際捜査課長を経由。以下同じ。）した上、立入調査を行うものとする。
- 2 関係所属長は、立入調査を行おうとするときは、その適正を図るため、関係機関と緊密な連絡をとるものとする。

### 第 3 指示教養

関係所属長は、立入調査を行う職員（以下「立入調査実施者」という。）に対し、事前に立入調査の目的、実施事項、実施要領等について指示教養を行うものとする。

### 第 4 立入調査実施上の留意事項

立入調査実施者は、立入調査を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 関係者に対して、身分証明書（規則様式第 1 号）を提示し、身分を明らかにすること。
- 2 関係者の正当な業務を妨害しないこと。
- 3 知事指定薬物等の取扱場所等以外の場所に立ち入らないこと。
- 4 原則として営業時間中に行うこと。
- 5 立入調査は、犯罪捜査のために認められたものではないので、立入調査目的以外の事項に及ばないようにすること。
- 6 職員としての品位を保持し、職務を公正に行うとともに、不用意な言動等により誤解を招かないように注意すること。

## 第5 実施結果報告

- 1 関係所属長は、立入調査を行ったときは、その結果を刑事部長に報告するものとする。
- 2 関係所属長は、立入調査の結果、次に掲げる事案を認知したときは、速やかに刑事部長に報告し、その指揮を受けて必要な措置を講ずるものとする。
  - (1) 条例第18条第5項の規定による通知を要すると認めた事案
  - (2) 条例第21条の規定による要請を要すると認めた事案
  - (3) 条例又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に違反する事案

## 第6 公安委員会への報告

刑事部長は、関係所属長から前記第5の1又は2の規定による報告を受け、重要又は特異な事項が認められたときは、速やかに本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

## 第7 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、知事指定薬物等の取扱場所等に対する立入調査に関し必要な事項は、刑事部長が別に定める。